

役員報酬等規則

公益社団法人日本プールアメニティ協会

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人日本プールアメニティ協会（以下「この法人」という。）の定款第26条第1項の規定に基づき、役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規則において、用語の定義は次のとおりとする。

- （1） 役員とは、定款第19条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- （2） 常勤の役員とは、この法人を主たる勤務先とし、月13日以上協会の業務に従事する役員をいう。この法人の業務に関連する会議等出張する場合の拘束時間についても業務に従事するとみなす。
- （3） 役員報酬等とは、協会が役員に対し、役員としての業務の対価（定款第26条第2項に定める費用弁償を除く。）として支払うものをいう。

（役員報酬等の支給）

第3条 この法人は、役員に対し、社員総会において定める役員報酬総額の範囲内で、別表に定める上限額（年額）の範囲内にて役員報酬を支給する。

- 1 常勤の役員に対する役員報酬の額は、理事は理事会決議により定め、監事は監事同士の協議により定める。
- 2 常勤の役員には、通勤手当として定期券購入の実費を支給する。

（支給方法）

第4条 役員報酬等の支給は、法令等により控除すべき金額を控除して、通貨にて直接本人にする。

（支給日）

第5条 常勤の役員報酬等の支給日は当月20日締め、当月25日とする。支給日が休日であるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。

(非常勤の理事および監事に対する報酬等)

第6条 理事会および社員総会へ出席、および理事または監事としてこの法人が主催する行事等に出席する都度、交通費手当見合として一人につき次の金額を支払う。ただし、職務を兼務するなどの理由によりこの法人が支払う他の交通手当見合と重複して支払わないものとする。

5, 000円 (源泉所得税徴収後の金額)

2 この法人の開催する委員会へ出席する理事、監事および委員に対し、交通費手当見合として一人につき次の金額を支払う。

3, 000円 (源泉所得税徴収後の金額)

3 総会、理事会、委員会、協会主催の行事、関係団体行事への出席等以外の業務に、協会の職務として関わる場合には別途以下の如く報酬を定める。

(各々源泉所得税徴収後の金額)

(1) 片道 100 km以上の移動距離にて業務実施の場合。

15, 000円

(2) 片道 100 km未満の場合は移動も含めた拘束時間によって次のように分類する。

7時間以上 15, 000円

4～7時間 10, 000円

4時間未満 5, 000円

(3) その他 (1)、(2) に該当しない場合は理事長決済とする。

交通費、宿泊費 (必要な場合) はこの法人の旅費規則に基づき支給する。

4 協会主催の講習会の司会等の立ち合い業務を担当する場合の報酬として以下のとおり定める。

(1) プール衛生管理者講習会

1日目 : 20,000円
2日目 : 20,000円
移動日(前泊) : 5,000円

(2) プール施設管理士講習会

当日 : 20,000円
移動日(前泊) : 5,000円

交通費、宿泊費(必要な場合)はこの法人の旅費規則に基づき支給する。

(公表)

第7条 この規則に定める役員報酬等の支給基順は、法令の定めにより、これを公表する。

(規則の改定)

第8条 この規則の改定は、社員総会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人日本プールアメニティ協会の設立の登記の日（平成 22 年 10 月 1 日）から施行する。

附 則

この規則は平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は令和 6 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は令和 8 年 6 月 19 日から施行する。

別表

役員報酬	年額 3, 6 0 0, 0 0 0 円以内
役員報酬の総額	年額 4, 5 0 0, 0 0 0 円以内

以上